

埼玉県警察広告付行政情報モニター仕様書

1 埼玉県警察広告付行政情報モニター（以下「情報モニター」という。）の設置場所及び種類

(1) 設置施設及び設置場所並びに種類

- ア 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目 197 番地 7
大宮警察署 別添 1 の①で示した場所（情報モニターA又はCを設置）
- イ 埼玉県さいたま市緑区東浦和七丁目 42 番地 1
浦和東警察署 別添 2 の②で示した場所（情報モニターEを設置）
- ウ 埼玉県さいたま市中央区上峰三丁目 4 番 1 号
浦和西警察署 別添 3 の③で示した場所（情報モニターFを設置）
- エ 埼玉県さいたま市見沼区大字風渡野 35 番地 1
大宮東警察署 別添 4 の④で示した場所（情報モニターEを設置）
- オ 埼玉県さいたま市西区三橋六丁目 645 番地
大宮西警察署 別添 5 の⑤で示した場所（情報モニターB又はEを設置）
- カ 埼玉県川口市西青木三丁目 2 番 4 号
川口警察署 別添 6 の⑥で示した場所（情報モニターBを設置）
- キ 埼玉県川口市大字辻 1010 番地の 2
武南警察署 別添 7 の⑦で示した場所（情報モニターBを設置）
- ク 埼玉県さいたま市岩槻区大字岩槻 5106 番地
岩槻警察署 別添 8 の⑧で示した場所（情報モニターBを設置）
- ケ 埼玉県川口市大字西立野地内
（仮称）川口北警察署 別添 9 の⑨で示した場所（情報モニターBを設置）
- コ 埼玉県熊谷市石原 441 番地 4
熊谷警察署 別添 10 の⑩で示した場所（情報モニターDを設置）
- サ 埼玉県行田市大字長野 4195 番地 1
行田警察署 別添 11 の⑪で示した場所（情報モニターEを設置）
- シ 埼玉県羽生市東七丁目 13 番地 1
羽生警察署 別添 12 の⑫で示した場所（情報モニターGを設置）
- ス 埼玉県加須市大門町 19 番 53 号
加須警察署 別添 13 の⑬で示した場所（情報モニターEを設置）

(2) 設置数

情報モニターの 1 ユニットの機器構成を、ライトパネル及び非電照ポスターフレーム（以下、「ポスターパネル」という。）、行政情報用及び広告用モニターによるものとし、各構成機器の設置数は（3）のとおりとする。

(3) 設置範囲

設置範囲等については次のとおりとすること。

ア 情報モニターA

行政情報用モニター 1 台、広告用モニター及びポスターパネル各 1 台以内とし、構成機器は全て壁掛けとする。

なお、各機器の設置に際し、運用に必要な機材を別途設置する場合及び配線等を敷設する場合等については、設置施設の業務及び施設に支障の無い方法を提案し、実際の設置については各設置施設の指示に従うこと。

構成機器はそれぞれ独立し、設置可能なものとし、設置施設の状況に合わせて配置すること。ただし、設置範囲は構成機器 1 台の外寸を幅1,250mm×奥行80mm×高さ900mm以内とする。

イ 情報モニターB

行政情報用及び広告用モニター1台及びポスターパネル1台以内とし、行政情報及び広告を交互に放映することとする。

また、各構成機器は全て壁掛けとする。

なお、各機器の設置に際し、運用に必要な機材を別途設置する場合及び配線等を敷設する場合等については、設置施設の業務及び施設に支障のない方法等を提案し、実際の設置については各設置施設の指示に従うこと。

構成機器はそれぞれ独立し、設置可能なものとし、設置施設の状況に合わせて配置すること。ただし、設置範囲は構成機器1台の外寸を幅1,250mm×奥行80mm×高さ900mm以内とする。

ウ 情報モニターC

行政情報用モニター1台、広告用モニター及びポスターパネル各1台以内とし、構成機器は各種モニターを天吊り、ポスターパネルを壁掛けとする。

なお、各機器の設置に際し、運用に必要な機材を別途設置する場合及び配線等を敷設する場合等については、設置施設の業務及び施設に支障の無い方法等を提案し、実際の設置については各設置施設の指示に従うこと。

構成機器はそれぞれ独立し、設置可能なものとし、設置施設の状況に合わせて配置すること。ただし、設置範囲は構成機器1台の外寸を幅1,250mm×奥行80mm×高さ900mm以内とする。

エ 情報モニターD

行政情報用及び広告用モニター2台及びポスターパネル1台以内とし、行政情報及び広告を交互に放映することとする。また、構成機器はモニターを天吊り、ポスターパネルを壁掛けとする。

なお、各機器の設置に際し、運用に必要な機材を別途設置する場合及び配線等を敷設する場合等については、設置施設の業務及び施設に支障の無い方法等を提案し、実際の設置については各設置施設の指示に従うこと。

構成機器はそれぞれ独立し、設置可能なものとし、設置施設の状況に合わせて配置すること。ただし、設置範囲は構成機器1台の外寸を幅1,250mm×奥行80mm×高さ900mm以内とする。

オ 情報モニターE

行政情報用及び広告用モニター1台及びポスターパネル1台以内とし、行政情報及び広告を交互に放映することとする。

また、構成機器はモニターを天吊り、ポスターパネルを壁掛けとする。

なお、各機器の設置に際し、運用に必要な機材を別途設置する場合及び配線等を敷設する場合等については、設置施設の業務及び施設に支障の無い方法等を提案し、実際の設置については各設置施設の指示に従うこと。

構成機器はそれぞれ独立し、設置可能なものとし、設置施設の状況に合わせて配置すること。ただし、設置範囲は構成機器1台の外寸を幅1,250mm×奥行80mm×高さ900mm以内とする。

カ 情報モニターF

行政情報用及び広告用モニター1台とし、行政情報及び広告を交互に放映することとする。

また、構成機器は天吊りとし、各機器の設置に際して、運用に必要な機材を別途設置する場合及び配線等を敷設する場合等については、設置施設の業務及び施設に支障の無い方法等を提案し、実際の設置については各設置施設の指示に従うこと。

構成機器はそれぞれ独立し、設置可能なものとし、設置施設の状況に合わせて配置すること。ただし、設置範囲は構成機器1台の外寸を幅1,250mm×奥行80mm×高さ900mm以内とする。

キ 情報モニターG

行政情報用及び広告用モニター1台及びポスターパネル1台以内とし、行政情報及び広告を交互に放映することとする。

また、構成機器はモニターを天吊り、ポスターパネルをスタンド型の自立するものとする。

なお、各機器の設置に際し、運用に必要な機材を別途設置する場合及び配線等を敷設する場合等については、設置施設の業務及び施設に支障の無い方法を提案し、実際の設置については各設置施設の指示に従うこと。

構成機器はそれぞれ独立し、設置可能なものとし、設置施設の状況に合わせて配置すること。ただし、設置範囲は構成機器1台の外寸を幅1,250mm×奥行80mm×高さ900mm以内とする。

2 情報モニターの設置及び運用に係る留意事項

- (1) 情報モニターの設置に当たっては、建物及び施設運営に負担の少ない方法で固定し、地震発生時等における転倒又は落下を防止する対策を十分に講じること。
- (2) 行政情報モニターの設置については1（1）によるものとする。
なお、設置事業者において行政情報モニターを設置する際、設置事業者による理由を除き、埼玉県警察が別に設置した設備等により行政情報モニターの設置不能、安全性確保の不能及び他の設備等への支障を生じさせる可能性等がある場合、1（3）における方法に限り設置方法を変更することができることとし、変更にあつては、その理由などを示した書面を埼玉県に提出し、その承認を得るものとする。
- (3) 情報モニターの角や縁等で来庁者又は利用者が負傷しないよう配慮した形状とすること。
- (4) 情報モニターの破損又は汚損した際、速やかに対応できるものとする。
- (5) 情報モニターの故障時は、設置事業者において速やかに対応すること。また、故障時の連絡先を明記すること。
- (6) 情報モニターの設置及び運営に係る苦情等が発生した場合は、設置事業者が責任を持って対応すること。
- (7) 設置工事については、土曜、日曜、祝日（振替休日を含む。ただし、埼玉県警察が承認した場合を除く。）とし、情報モニターの設置、運営及び撤去に係る工事を行う際は、工法等について事前に埼玉県警察と協議の上、実施すること。また、電気の使用に当たっては、設置前に庁舎の電源設備を確認し、庁舎内の業務用機器や照明に影響を与えないようにすること。
- (8) 情報モニターの運用時間は、原則として、平日の午前8時から午後5時15分までとすること。また、タイマー機能等により自動で電源管理を行い、状況に応じて電源の入切、調光等が容易に行えるものとする。
- なお、照明等は、環境負荷の低減に配慮したものとする。
- (9) 情報モニターの設置及び運営に当たっては、企画提案書に記載した内容を遵守すること。

3 仕様及び遵守事項

- (1) 掲出内容は、次に掲げる項目を含むものとする。
 - ア 行政情報モニター
 - イ 広告
- (2) 共通事項
 - ア デザイン及び色合いについては、設置する施設の周辺環境に配慮すること。
 - イ 行政情報モニターで使用するモニターは42インチ型以上の大きさとし、音量調節機能を有すること。
 - ウ 広告でモニターを利用する場合は、音量調節機能を有するか音が出ないものとする。
 - エ 広告内容等に関する責任は、設置事業者にある旨の記載又はモニター上で広告を行うと共に、問合せ先を明確にすること。
 - オ 広告の製作に際して、著作権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利等を使用するときは、設置事業者が、その使用に関する一切の責任を負うこと。

4 その他

情報モニターの設置に当たっては、「埼玉県広告付電子庁舎案内板設置要綱」及び「埼玉県広告付電子庁舎案内板広告掲載基準」（以下「要綱等」という。）を遵守すること。ただし、要綱等中、「広告付電子庁舎案内板」は「広告付行政情報モニター」と読替え、「フロア案内図等を図示する」は「行政情報モニターを付属させる」と読替える。